

広島県観光PRキャラクター「ひろしま清盛」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県観光PRキャラクター「ひろしま清盛」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

(使用許可申請及び使用許可)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、本要綱を遵守することを前提に、あらかじめ広島県商工労働局観光課長（以下「観光課長」という。）にキャラクター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。ただし、個人的又は家庭内使用を目的とする場合は除く。

2 観光課長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて関係者と調整し、キャラクター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）又は使用不許可書により通知するものとする。

3 観光課長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件（以下「許可条件」という。）を付すことができる。

4 次のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。ただし、原則として事前又は事後1週間以内に使用見本（以下「見本」という。）を観光課長に提出するものとする。

なお、見本を添付できない場合は、キャラクターの使用が確認できる写真等を添付するものとする。

(1) 広島県が広報活動を目的として使用するとき。

(2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(3) その他観光課長が特に認めるとき。

5 キャラクター付近の余白に、広島県観光PRキャラクター「ひろしま清盛」を明記すること。

(申請書の添付資料)

第3条 申請書にはキャラクターの見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、キャラクターの使用が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許可の制限)

第4条 観光課長は、次のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許可しないものとする。

(1) 指示された色、形状、許可条件等に沿って使用しないとき又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 公序良俗に反するとき。

(3) 広島県又は大河ドラマ「平清盛」の信用又はイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

(4) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用又はそのおそれがあると認めるとき。

(5) 商業宣伝あるいは営利を目的とするとき。

ただし、観光振興を目的とする公共性の高いイベントや商品PRにおいて、

(ア) 広島県、広島県産品のPRにつながるもの

(イ) ひろしま清盛の知名度向上に大きく貢献する
ものは許可する。

(6) その他観光課長がキャラクターの使用について適当でないと認めるとき。

(使用責任)

第5条 観光課長から使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターの使用物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、広島県に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

2 使用者は、キャラクターの使用に際して、故意又は過失により広島県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する権利侵害)

第6条 観光課長は、使用者がキャラクターの使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害についての一切の責を負わないものとする。ただし、観光課長が特に認めた場合はこの限りではない。

(使用許可の変更)

第7条 使用者は、許可事項に変更が生じるときは、キャラクター使用許可変更申請書（様式第3号）に使用許可書及び変更後の見本を添えて観光課長に提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。ただし、変更後の見本を添付できない場合は、キャラクターの使用が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許可の辞退届出)

第8条 使用者は、キャラクターを使用する必要がなくなったときは、キャラクター使用許可辞退届（様式第4号）に、使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を添えて観光課長に提出しなければならない。

(使用許可の取消事由)

第9条 観光課長は、第2条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの要綱又は許可条件に違反したとき。

(2) 申請内容と異なるとき。

(3) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 観光課長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、使用許可取消通知書により通知するものとする。

3 観光課長は、使用者が第1項の規定により使用の許可を取り消され、これによつて使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第10条 観光課長は、使用許可を受けたキャラクターの使用状況について、調査をすることができる。使用者は観光課長から要請を受けた場合は、キャラクターの使用実態を報告するとともに使用物等を提供しなければならない。

(申請情報の取り扱い)

第11条 観光課長は、キャラクターの使用許可に当たり取得した申請者の個人情報を、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）の趣旨に則り、適正

に取り扱わなければならない。

(使用料)

第12条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第13条 使用者は、第2条の許可を受けた事項以外の目的にキャラクターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、観光課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月18日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

広島県商工労働局観光課長 様

申請者

住所	〒
ふりがな 名称	
代表者の職名と氏名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

キャラクター使用許可申請書

次のとおり使用したいので、広島県観光PRキャラクター「ひろしま清盛」の使用に関する要綱を理解し、遵守いたしますので、許可してください。

使用物等の種類・名称	
使用方法	
上記の作成数量等	
備考	

- ※ 使用見本（写真等）を必ず添付してください。
- ※ デザインは、一切の変形（表情の変更等）を認めません。
- ※ キャラクター付近の余白に、広島県観光PRキャラクター「ひろしま清盛」を明記してください。

(様式第2号)

使 用 許 可 書

許可番号

様

広島県商工労働局観光課長

令和 年 月 日付けで申請のキャラクターの使用については、広島県観光PRキャラクター「ひろしま清盛」の使用に関する要綱第2条の規定によって、申請のとおり（次の条件を付して）許可します。

【使用物】

【許可条件】（条件付き許可の場合）

(様式第3号)

令和 年 月 日

広島県商工労働局観光課長様

申請者

住所	〒
ふりがな 名称	
代表者の職名と氏名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

キャラクター使用許可変更申請書

次のとおり使用許可を受けた事項について変更したいので、申請します。

許可番号	
使用物等の種類・名称	
変更事項	
変更理由	
備考	

※ 使用許可書（変更があったときは変更後のもの）及び変更後の見本（写真等）を必ず添付すること。

(様式第4号)

令和 年 月 日

広島県商工労働局観光課長様

申請者

住所	〒
ふりがな 名称	
代表者の職名と氏名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

キャラクター使用許可辞退届

次の理由により、本件キャラクターの使用を終了しますので、届け出ます。

許可番号	
使用していた物の名称等	
終了理由	
備考	

※ 使用許可書（変更があったときは変更後のもの）及び変更後の見本（写真等）を必ず添付すること。